

かながわ PPP/PFI 地域プラットフォーム設置要綱

(目的及び設置名称)

第1条 県内企業や市町村が PPP/PFI に参画しやすい環境をつくり、公民連携による広域的なネットワークを構築することで、関係団体等の協力のもと、神奈川県内における PPP/PFI の一層の推進を図ることを目的として、「かながわ PPP/PFI 地域プラットフォーム（以下「本会」という。）」を設置する。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、市町村や関係団体等の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) セミナーの開催等を通じた PPP/PFI に関する情報及びノウハウの共有
- (2) 県内における PPP/PFI 案件の創出や案件形成のための公民対話の実施支援
- (3) その他 PPP/PFI の推進に資する事業

2 本会は、県内にある他の地域プラットフォームと相互に連携して運営する。

3 本会の主旨に賛同する者は、本会の事業に自由に参加できることとし、会費等の負担は不要とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、神奈川県総務局財産経営部財産経営課に置き、別表に掲げる協力団体と連携し、事業実施・運営に関する企画立案等を行う。

(協力団体)

第4条 協力団体は、各団体の構成企業等に対して事業実施に関する情報提供を行うほか、必要に応じて事務局との協議や調整を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 12 月 25 日から施行する。

（神奈川県県営住宅建替え PPP/PFI プラットフォーム要綱の廃止）

2 神奈川県県営住宅建替え PPP/PFI プラットフォーム要綱（令和元年 12 月 25 日施行）は廃止する。

別表（第3条関係）

協力団体	備考
一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	建設関係
一般社団法人神奈川県建設業協会	〃
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	〃
一般社団法人神奈川県電業協会	〃
神奈川県商工会議所連合会	商工関係
神奈川県商工会連合会	〃
株式会社横浜銀行	金融関係

（50 音順）